第三号様式（第七条第一項関係）

国家戦略特別区域限定保育士登録証

本籍地都道府県（国籍）
氏　　名
生年月日
登録番号
登録年月日
年　　月
地域限定試験合格

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）の国家戦略特別区域限定保育士として登録したことを証する。

登録の日から起算して３年を経過した日以後においては、この証明書は児童福祉法（昭和22年法律第164号）の保育士登録証とみなす。

年　　月　　日

都道府県知事
（市長）　　㊞

（日本産業規格Ａ４）

備考　１　登録の申請時等に旧姓又は通称名の併記の希望があった場合には、氏名と併せて記載する。

２　特定登録取消者（児童福祉法第18条の20の２第１項に規定する特定登録取消者をいう。）であって、同項の規定による保育士の登録を受けた者に該当するときは「（児童福祉法第18条の20の２第１項の規定による登録）」を「登録年月日」の下部に記載する。

第四号様式（第八条関係）

国家戦略特別区域限定保育士登録証書換え交付申請書

住　　所
登録年月日
登録番号
（フリガナ）
氏　　名

生年月日

国家戦略特別区域法第12条の５第８項において準用する児童福祉法第18条の18第１項の登録事項に下記のとおり変更がありましたので、国家戦略特別区域法施行令第９条において準用する児童福祉法施行令第17条第１項の規定に基づき、書換え交付を申請します。

登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考

年　　月　　日
都道府県知事
（市長）　　殿

氏　　名

備考　１　国家戦略特別区域限定保育士登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付すること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

３　国家戦略特別区域限定保育士登録証及び変更事項を証明できる書類を添付すること。